

粟本地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、粟本地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務局は、粟本地区生涯学習センター(掛川市初馬 857 番地の 1)に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地区内住民や地区内でまちづくりを行う団体が共通目標のもと、地域課題の解決等を図り、さらに住みよい地区を目指すことを目的とする。

(区域)

第4条 協議会の区域は、粟本地区とする。

(構成組織)

第5条 協議会は、住民、粟本地区区長会及びその他粟本地区内においてまちづくりを行う団体(以下「団体等」という。)で構成する。

2 協議会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。

3 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第7条第1項の理事会の審議により承認を得るものとする。

(事業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区内全体で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関すること。
- (2) 実施事業の検証及び改善に関すること。
- (3) 地区まちづくり計画の策定に関すること。
- (4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。
- (5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- (6) 粟本地区生涯学習センターの管理運営に関すること。
- (7) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

(組織)

第7条 協議会は、総会、理事会、**運営委員会**及び部会をもって構成する。

2 協議会に運営事務局及び監事を置く。

(役員の種類)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名

- (3)理事 8人
- (4)部会長 各部会 1人
- (5)会計 1人
- (6)事務局長 1人
- (7)運営委員 若干名

(役員の設定)

第9条 会長、副会長、会計、事務局長、運営委員、及び監事は、理事会において選出し、総会で承認を得る。

- 2 理事は、別表に定められた者をもって充てる。
- 3 部会長は、各部会で選出し、総会で承認を得る。

(役員の仕事)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行に当たる。
- 4 部会長は、専門部を代表し、部内事務を統括する。
- 5 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 6 事務局長は、協議会の運営、活動に伴う事務及び粟本地域生涯学習センターの施設管理を統括する。
- 7 運営委員は、協議会の運営を円滑に進める。
- 8 運営委員(貸館)は、粟本地域生涯学習センターの貸館業務を担当する。
- 9 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の仕事)

第11条 第8条に規定する役員の仕事は、2年とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第12条 協議会は、必要に応じて、総会の承認を得て、相談役を置くことができる。

(総会の種別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は、50 人以内とし、代議員は別表に定められた者をもって充てる。

(総会の開催)

第 15 条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 代議員の過半数の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第 16 条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求のあった日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 有事の際は書面決議で行うことができる。

(総会の定足数)

第 17 条 総会は代議員の3分の2以上の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第 19 条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第 20 条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画、予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 役員承認に関すること。

(4) 地区まちづくり計画に関すること。

(5) その他、必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第 21 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。この場合において、傍聴者は、総会における議決権は有しないが、意見等を述べることができる。

(理事会の構成)

第 22 条 理事会の構成は別表の通りとする。

(理事会の招集と議長)

第 23 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 有事の際は書面決議で行うことができる。
- 3 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

第 24 条 理事会は次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項。
- (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(運営委員会の構成)

第 25 条 運営委員会の構成は別表のとおりとする。

(運営委員会の招集と議長)

第 26 条 運営委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、運営委員会の議長となり、議事を整理する。

(運営委員会の審議事項)

第 27 条 運営委員会は次の事項を審議し、理事会に提案する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 実績報告及び決算に関すること。
- (3) その他、運営等に必要な事項に関すること。

(部会の構成)

第 28 条 協議会に第3条の目的を達成するための専門部会を置く。

- 2 部会は、栗本地区においてまちづくりを行う団体等及び構成員で構成する。
- 3 部会長は、各部会を構成する者の中から選出する。

(部会の役割)

第 29 条 部会は、第3条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

- 2 部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること。
- (3) その他、部会運営等に必要な事項に関すること。

(経費)

第 30 条 協議会の経費は、地区協力金、地区各種団体からの助成金、市交付金その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 31 条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。

(会計帳簿の整備)

2 この協議会の会計は、これを分けて、まちづくり事業に関する会計及び財政調整基金に関する会計の2種とする。

第 32 条 協議会は、協議会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があつたときは、正当な理由がない限り、当該帳簿の閲覧を認めなければならない。

(監事)

第 33 条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(委任)

第 34 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 28 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

別表

| | |
|--------------|---|
| 理事 | 部会長、シニアクラブ代表、区長 保健活動推進委員代表、食生活推進協議会代表 民生児童委員代表、農協役員、防災会代表 |
| 代 議 員 | 小区長、各副部会長 |
| 理 事 会 | 会長、副会長、理事、各部会長、会計、事務局長、 <u>運営委員</u> 、 |
| <u>運営委員会</u> | 会長、副会長、会計、事務局長、 <u>運営委員</u> 、 |

栗本地区まちづくり協議会 役員報酬規程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、栗本地区まちづくり協議会(以下、「協議会」という。)の役員等に対して支給する報酬(以下、「役員報酬」という。)、の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(対象者)

第2条 協議会において、次の役員を役員報酬対象者とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 部会長
- (4) 副部会長
- (5) 事務局長
- (6) 会計
- (7) 運営委員(貸館)
- (8) 運営委員
- (9) 監事

(報酬金額の決定方法)

第3条 役員報酬は、総会で決定した報酬総額の限度内において役員会で決定する。

(報酬金額)

第4条 役員報酬額は、別表に定めるとおりとする。

(控除金)

第5条 役員報酬からは、源泉所得税を控除するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、役員会にて行い、総会にて承認を得るものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めのない事項については、法令ならびに栗本地区まちづくり協議会規約あるいは役員会の決定に従うものとする。